

第9回いすみ市農業委員会総会議事録

- 1 開催日時 令和3年8月6日(金) 午後3時00分
- 2 開催場所 いすみ市役所大原庁舎3階 大会議室
- 3 出席委員(10名)
 - 1番 藤平 正一
 - 2番 鈴木 茂雄
 - 3番 吉清 哲司
 - 4番 池田 誠
 - 5番 中村 好男
 - 6番 三枝 正直
 - 7番 高浦 伸芳
 - 8番 麻生 等
 - 9番 福山 博久
 - 10番 吉野 鋭致
- 4 欠席委員(3名)
 - 1番 織本 幸一
 - 2番 高橋 奈緒美
 - 3番 松崎 秋夫
- 5 提出議案
 - 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
 - 議案第2号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請について
 - 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について
 - 議案第4号 非農地判断について
 - 議案第5号 令和3年度第5次農用地利用集積計画(案)についてその他

(開会 午後3時00分)

事務局 委員の皆様、本日はご苦労様です。

只今から令和3年第9回農業委員会総会を開会いたします。

はじめに、定数の確認をさせていただきます。

本日の欠席委員は、2番 織本委員、8番 高橋委員、12番 松崎委員の3名であり、出席委員数は、委員総数13名中10名となっております。

よって、出席委員は過半数に達しておりますので、「農業委員会等に関する法律第27条第3項」の規定により、本日の会議が成立いたしますことをご報告いたします。

それでは、開会に際しまして、藤平会長よりご挨拶を申し上げます。

(藤平会長：挨拶)

事務局 それでは「いすみ市農業委員会会議規則第4条」の規定により会長に議長をお願いいたします。

議長 審議に入る前に議事録署名人を指名させていただきます。

議席番号5番 池田委員、議席番号11番 福山委員をお願いいたします。

それでは、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたしますが、番号3の案件が、会議規則第10条の議事参与の制限に該当いたしますので、初めに番号1及び番号2を審議していただき、その後に番号3について審議をお願いいたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請番号1及び2について説明します。

番号1、譲渡人理由は、農業経営規模縮小の為、譲受人理由は、農業経営規模拡大の為です。申請土地、新田字新田前、地目田、〇〇〇㎡、外3筆。2筆合計〇〇〇㎡。権利内容、売買による所有権移転、図面番号1です。

番号2、譲渡人理由は、遠方への引越し及び離農の為、譲受人理由は、移住及び新規就農の為です。譲受人は、現住所は東京都新宿区ですが、こ

の度、申請地に隣接する居宅を同時に取得し、いすみ市へ移住する予定です。申請地には譲渡人が栽培していたブルーベリー畑があり、これをそのまま引継ぎ耕作をするとの事です。申請土地、上布施字鞍掛、地目畑、〇〇〇m²、外6筆。7筆合計〇〇〇m²。権利内容、売買による所有権移転、図面番号2です。

番号1、番号2につきまして、以上で説明を終わります。

議長 事務局の説明が終わりましたので、担当委員の補足説明に入ります。

番号1について、4番 吉清委員の補足説明をお願いいたします。

吉清委員 4番 吉清です。

この部分は、譲受人が農業に専念する為勤務先を退職しまして、父親が耕作している約10町歩ぐらいを一緒にやるという事で、機械・機具も全部揃っております。また、該当地は耕作されていましたが、事務局の方から利用集積の解除があったとの説明がありましたので、問題ないものと考えます。宜しくご審議をお願いいたします。

議長 番号2について、3番 鈴木委員の補足説明をお願いいたします。

鈴木委員 3番 鈴木です。事務局から説明があったとおりですが、譲渡人は14～15年前に広島の方から転入者の田圃、畑等を引継いで農作業をやったんですが、今回大分年を取ったという事で、引越して農作業をやるという事で、その後、この東京の方が移住という事でブルーベリー畑と田圃を引続きやるという事です。これにつきまして、農機具等はコンバイン、トラクター等そのまま受継ぐという事で問題ないと思います。宜しく審議の方お願いします。

議長 担当委員の補足説明が終わりました。質疑に入ります。質疑ございませんか。

委員 なし。

議長 質疑無い様でございますので、原案のとおり決することにご異議ない場合は挙手願います。

挙手全員でございます。

よって、議案第1号の番号1及び番号2については、原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第1号の番号3についての審議に移りますが、議事参与の制限により、4番 吉清委員におかれましては、暫くの間、退室をお願いいたします。

(吉清委員退室)

議長 吉清委員が退室されましたので、引続き番号3について、事務局の説明を求めます。

事務局 番号3、譲渡人理由は譲受人から赤道の払下げ申請があった為、譲受人理由は、農業経営規模拡大の為です。申請地は、元は譲渡人となるいすみ市が管理する法定外道路の一部であり、測量をした後、登記地目畑として分筆されたものです。申請土地、若山字井魚地、地目畑、〇〇㎡、外1筆。2筆合計〇〇〇㎡。権利内容、払下げによる所有権移転、図面番号3です。

番号3につきまして、以上で説明を終わります。

議長 事務局の説明が終わりましたので、担当委員の補足説明に入ります。

番号3について、5番 池田委員の補足説明をお願いいたします。

池田委員 5番 池田です。申請地はいすみ市東海地区の若山で譲受人の担当地区になりますが、今回本人が譲受人の為、7月21日に事務局から要請があり、私は大原・浪花地区担当ですが、7月26日に現地調査を行いました。譲受人は、いすみ市から赤道であり青道の払下げを受けようとし、その際いすみ市が測量し、分筆登記した所、地方法務局から畑であると確認された事から、3条申請がなされたものです。当該土地の周囲は田畑などの譲受人所有の土地であり、また赤道の終点から水路の流末があり許可するに問題ないものと思われま。なお、水路は当該土地全部見ても現況として認められませんでした。終わりに、当該土地周辺に農業委員会に届出で済む2a未満の農業施設を自己所有地に設置するとの事です。ご審議宜しく申し上げます。

議長 担当委員の補足説明が終わりました。質疑に入ります。質疑ございませんか。

事務局 なし。

議長 質疑無い様でございますので、原案のとおり決することにご異議ない場

合は挙手願います。

挙手全員でございます。

よって、議案第1号の番号3については、原案のとおり可決されました。

それでは、吉清委員の入室をお願いいたします。

(吉清委員入室)

議長 続きまして、議案第2号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案第2号、農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請についてご説明いたします。

番号1、本件土地は大原下の田と畑、〇〇〇㎡で、東光寺の北側に位置します。図面番号4です。

当初計画内容、建売住宅（6棟）。当初許可年月日、平成28年9月15日許可。当初許可番号、千葉県夷農指令第66号の19。

変更理由、造成工事中に山からの水道(みずみち)が区画の中にある事が分かった為、区画の配置を変更する。

変更後計画、建売住宅（5棟）。

申請地は小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地に該当します。

権利の内容は、売買による所有権移転です。

全体の所要資金は〇〇〇万円で自己資金にて行います。

他法令の関係は、宅地開発事業について、令和3年3月31日付で市建設課に変更協議申出がなされております。

本申請は令和3年第6回総会でご審議いただき、許可相当の議決を得て、農業委員会の意見を付して、県に進達しましたが、多くの確認事項が発生したため、一旦取り下げて、確認事項を精査したうえで、申請を受けたため、再度のご審議をお願いするものでございます。

以上で説明を終わります。宜しくご審議の程お願い申し上げます。

議長 事務局の説明が終わりましたので、担当委員の補足説明に入ります。

番号1について、5番 池田委員の補足説明をお願いいたします。

池田委員 (補足説明)

議長 担当委員の補足説明が終わりました。質疑に入ります。質疑ございませんか。

委員 なし。

議長 質疑無い様でございますので、原案のとおり決することにご異議ない場合は挙手願います。

挙手全員でございます。

よって、議案第2号については、原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請についてご説明いたします。

番号1、本件土地は岬町中原小滝の畑〇〇〇㎡で、農地以外の筆を合わせた全体計画は〇〇〇㎡です。椎木堰の南側に位置します。図面番号5です。

申請地は小集団の生産性の低い農地である為、第2種農地に該当します。転用目的は、キャンプ場です。

譲受人は東京都内でコンサルタント業等を目的とする法人であり、一日2、3組程の少人数向けのキャンプ場を計画しております。テントスペース、ドッグランスペース、管理棟、駐車場を設けます。敷地内の竹の伐採のみで造成工事を行いません。椎木堰に隣接しており、自然景観を活かしたキャンプ場に仕上げます。

用水は市営水道。排水について、雨水は自然浸透、汚水及び雑排水は合併浄化槽で処理後、市道側溝へ放流します。

権利の内容は、売買による所有権移転です。

全体の所要資金は〇〇〇万円で自己資金にて行います。

他法令の関係は、道路占用について、令和3年8月4日付けで市建設課に許可申請がなされております。

番号2、本件土地は、岬町榎沢の田〇〇〇㎡でガス会社作業所の南側に

位置します。図面番号6です。

申請地は土地改良事業施行区域内の農地であることから第1種農地に該当し、原則として許可できませんが、転用目的が住宅で、集落に接続して設置されるものであるため例外的に許可できるものに該当します。

転用目的は、貸家住宅（〇〇㎡×2棟）です。

譲受人は安定した収入を得ることを目的に貸家住宅の建築を計画しました。

現在の申請地は前面県道より低くなっているため、土砂による埋立てを行います。高さは1.75mです。埋立てに使用する土砂は、山岩土です。南側はL型擁壁で土留めを行います。

用水は市営水道。排水について、雨水は自然浸透、汚水及び雑排水は合併浄化槽で処理後南側の水路に放流します。排水路の使用について古沢土地改良区の使用許可を得ております。

権利の内容は売買による所有権移転です。

全体の所要資金は〇〇〇万円で自己資金にて行います。

他法令の関係は、道路工事施工承認について、令和3年7月15日付で夷隅土木事務所長より承認を得ております。小規模埋立て条例について、市環境水道課に届出予定です。

以上で説明を終わります。宜しくご審議の程お願い申し上げます。

議長 事務局の説明が終わりましたので、担当委員の補足説明に入ります。

番号1について、13番 吉野委員の補足説明をお願いいたします。

吉野委員 13番 吉野です。先月の29日に小滝地区の現地を確認しましたが、問題ありませんでした。事務局の説明のとおりでございます。審議の程よろしく申し上げます。

議長 番号2について、6番 中村委員の補足説明をお願いいたします。

中村委員 6番 中村です。この場所は両サイド住宅となっておりまして、ポツンと空いている所でございます。ほとんど周りも埋立て造成を行った所で、ここに住宅を建てる事によってこの田圃権利がなくなってくるという事で問題はないと思います。宜しく審議の程申し上げます。

議長 担当委員の補足説明が終わりました。質疑に入ります。質疑ございませ

んか。

委員 なし。

議長 質疑無い様でございますので、原案のとおり決することにご異議ない場合は挙手願います。

挙手全員でございます。

よって、議案第3号については、原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第4号 非農地判断についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案第4号、非農地判断につきまして、ご説明いたします。

まず、非農地について、ご説明いたします。定義といたしましては、すでに森林の様相を呈するなど、農業用の利用の増進を図ることが見込まれない農地、となっており、具体的には、登記簿上の地目は田、畑と農地になっているものの、現状は山林や原野化、あるいは宅地化しているなど、再び農地に復元することが困難な農地の事を言います。

農業委員会が毎年実施している、農地利用状況調査、本年も農地利用最適化推進委員に依頼しておりますが、非農地は再生利用が困難な農地、荒廃農地B分類と同じ事となります。

この非農地に関して、申請に基づく証明書、又は申出に基づく通知書は、法務局での地目変更登記手続きの添付資料として使用され、過去に農地法の所定の許可を得ずに建物敷地など農地以外となっているものや、農地転用許可後に地目変更が行われずそのままになった農地などについては、県農業事務所が事務を取扱い、千葉県知事名で非農地証明書を発行、自然荒廃により非農地化したものは、農業委員会が事務を取扱い、会長名で非農地通知書を発出します。

農業委員会総会において、非農地判断を行った対象地については、所有者等に非農地になった旨を通知するとともに、農地台帳上の現況地目について実態をふまえた山林、原野などに変更することとなります。

それでは、議案の説明をいたしますが、番号1及び番号2は一体地ですので、一括で説明いたします。

申出人は所有者と同じ、申出を受けた土地は岬町桑田字滝ノ上、地目は

畑、面積は2筆合計〇〇〇㎡で、古沢駐在所の北東に位置します。図面番号7です。

現況としましては、お配りしました別途資料のとおり、山林化している状態であり、非農地判断を頂きましたら、農地台帳上の現況地目を山林に変更いたします。

以上で説明を終わります。ご審議の程、宜しく願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりましたので、担当委員の補足説明に入ります。

番号1及び番号2について、6番 中村委員の補足説明をお願いいたします。

中村委員 6番 中村です。7月13日に一度現地を確認したあと、8月3日に藤平会長、安藤推進委員、事務局と再度現地を確認したところ写真のとおりで、畑とは到底思えない山林の状況でした。問題ないものと思われまます。ご審議の程お願いします。

議長 担当委員の補足説明が終わりました。質疑に入ります。質疑ございませんか。

委員 なし。

議長 質疑無い様でございますので、原案のとおり決することにご異議ない場合は挙手願います。

挙手全員でございます。

よって、議案第4号については、原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第5号 令和3年度第5次農用地利用集積計画（案）についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

議長 議案第5号 令和3年度第5次農用地利用集積計画（案）につきまして、ご説明いたします。

いすみ市長より、令和3年7月20日付けで農用地利用集積計画決定依頼がありました。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、農業委員会の決定を経ることが定められております。

内容につきましては、議案書に記載のとおりでございます。

賃借権1件、貸付者1名、借受者1名、田、〇〇〇㎡、畑、〇〇〇㎡で
ございます。

以上の計画(案)は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件
を満たしていることから決定依頼がなされており、問題ないものと考えま
す。

以上で説明を終わります。

議 長 事務局の説明が終わりました。質疑に入ります。質疑ございませんか。

委 員 なし。

議 長 質疑無い様でございますので、原案のとおり決することにご異議ない場
合は挙手願います。

挙手全員でございます。

よって議案第5号については、原案のとおり可決されました。

以上で提出された議案すべての審議が終了しました。

その他になりますが、何かありますでしょうか。

事 務 局 その他、農地法第5条の規定による許可後の計画変更届出について報告
いたします。

本件は現在工事中であります荻原、作田地先のメガソーラー規模の太陽
光発電施設の開発事業区域につきまして、対象となる土地の追加による開
発全体面積の変更がございました。なお、農地につきましては、追加がな
く、面積の変更はございません。したがって審議案件ではなく、届出の報
告とさせていただきます。

続きまして、地目変更登記に係る照会に対する回答について、説明いた
します。

今回は7月30日までに回答済の5件について議案書記載のとおり報告
させていただきます。

以上で報告を終わります。

議 長 他に何かありますでしょうか。

委 員 なし。

議 長 他に無い様でございますので、本日お諮りした議案すべてを終了しまし
た。

以上もちまして令和3年第9回いすみ市農業委員会総会を閉会とさせていただきます。慎重審議ありがとうございました。

(閉会 午後3時32分)

議事録署名人

議長

5 番委員

1 1 番委員